

奥州市（水沢区）市営浄化槽整備事業に関する
特定事業の選定



平成18年6月16日

岩手県奥州市

奥州市（水沢区）市営浄化槽整備事業に関する特定事業の選定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）第 6 条の規定により、奥州市（水沢区）市営浄化槽整備事業を特定事業として選定したので、P F I 法第 8 条の規定により、特定事業選定の客観的な評価の結果を公表する。

平成 18 年 6 月 16 日

奥州市長 相 原 正 明

1 事業概要

奥州市（水沢区）市営浄化槽整備事業（以下「本事業」という。）は、P F I 法に基づき、当該特定事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）が、市と事業契約を締結し、実施する業務（以下「P F I 事業」という。）をいい、次のとおりである。

（ 1 ） 事業名

奥州市（水沢区）市営浄化槽整備事業

（ 2 ） 事業の実施場所

奥州市営浄化槽条例（以下「条例」という。）第 3 条に定める区域のうち水沢区の区域（以下「整備区域」という。）

（ 3 ） 事業内容

ア 整備区域内を対象とした 1,200 基の浄化槽（浄化槽本体から 1 メートルまでの流入管渠及び放流管渠を含む。）建設業務の実施

イ 本事業で建設された浄化槽の維持管理等業務の実施

ウ 整備区域内に、既に設置された条例第 2 条 2 号の規定による住宅所有者が所有する浄化槽のうち、市が寄付を受けた浄化槽及びその付帯設備の維持管理等業務の実施

エ その他本業務に関連する業務で、市長が別に定めるもの

(4) 事業期間等

ア 事業期間は、10 か年とする。P F I 法第 2 条第 5 項に規定する選定事業者(以下「P F I 事業者」という。)は、この間、浄化槽建設業務及び維持管理等業務を実施する。

イ 建設工事期間は、上記期間のうち契約日(事業開始日)から 8 年間とする。

ウ 11 年目以降の維持管理等業務は、本事業とは別の事業とする。

(5) 事業方式

本事業は P F I 法に基づき、整備区域内において P F I 事業者が浄化槽を建設し、竣工後一定期間内に、市がその浄化槽を買取った上で、P F I 事業者が事業期間中における維持管理業務を遂行する方式(以下「B T O」方式という。)により実施する。

(6) 施設の技術基準

浄化槽、関連管渠及び維持管理に関する技術基準は、国、岩手県等の技術基準を満たすものとする。

2 事業の評価内容

本事業において、市が自ら実施する場合と P F I 事業により実施する場合とについて、定量的評価方法及び定性的評価方法の二つの方法を用いて比較することによって、特定事業の選定における客観的評価を行った。

(1) コスト算出による定量的評価

ア 算出に当たっての前提条件

本事業を推進するに当たって、市が自ら実施する場合と、P F I 事業により実施する場合とを比較衡量することとする。

これによる市の財政負担額の軽重比較を行うに当たり、設定した主な前提条件は次のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、P F I 事業者に応募した者の提案内容を制約するものではない。

| 項 目 | 市が自ら実施する場合 | P F I 事業により実施する場合 |
|------|------------|-------------------|
| 建設期間 | 10 年間 | 8 年間 |

| | | |
|---------------|--------------------------|--------------------------|
| 建設単価 | 市で試算した額 | 市で試算した額 |
| 維持管理単価 | 市で試算した額 | 市で試算した額 |
| 職員配置 (間接費) | 建設期間は3.7人、維持管理期間は2.0人を配置 | 建設期間は1.5人、維持管理期間は0.8人を配置 |
| 起債元金償還 | 30年償還(5年据置) | |
| 起債利息 | 年利2.0% | |
| リスク | 本試算では算入しない | |
| 受益者負担金 | 標準事業費の1/10と設置に係る経費 | |
| 使用料 | 維持管理費、維持管理に係る経費、管理費、資本費 | |
| 割引率 | 2.0% | |
| コスト計算期間 | 40年間(平成18年～平成57年) | |

イ 算出方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、市が自ら実施する場合の財政負担額とPFI事業により実施する場合との財政負担額を現在価値換算額で比較した結果は、次のとおりである。

| 項 目 | 金額(現在価値) |
|------------------|----------|
| 市が自ら実施する場合 | 669百万円 |
| PFI方式事業により実施する場合 | 416百万円 |
| 財政負担削減額 | 253百万円 |

この結果、本事業を市が自ら実施する場合に比較し、PFI方式事業により実施する場合は、事業開始から起債償還が終了するまでの40年間(市が自ら実施する場合の期間条件とした。)における市の財政負担額が、253百万円軽減されるものと見込まれる。

ウ PFI事業者に移転されるリスクの検討

本事業については、国庫補助(交付金)事業であること、単年度ごとに所有権を移転するBTO方式であることから、リスク移転相当分は算入しないこととした。

(2) PFI方式事業により実施することの定性的評価

本事業においてPFI事業とした場合、民間資金、選定事業者の経営能力、技術的能力等の活用による定性的評価としては、次のような効果が見込まれる。

ア 事業の推進と河川水質改善の早期実現

市が自ら浄化槽を整備する従来の事業方式では、市の職員配置の制約もあり、多くを期待することは困難であると思われる。

これに対してPFI事業では、選定事業者の適切な企業活動により、本事業のように早期に1,200基程度を整備することが可能である。

事業進捗の速度が早くなることは、当然、河川の水質改善にも大きく寄与するものとなる。

イ 単独浄化槽の撤去推進による環境改善

トイレ排水のみを処理する単独浄化槽では、台所、風呂等の排水を処理しないため、生活環境保全上の大きな問題となっている。市民が現在保有する単独浄化槽を浄化槽に転換することは、生活排水処理計画、公共用水域の水質改善の実態面からみても大きな前進である。

単独浄化槽を撤去し、浄化槽に代置することについては、PFI事業者に必要な業務努力義務を課すことにより、市が自ら浄化槽を整備する従来の事業方式よりもPFI方式による事業方式により執行する方が、一層効率的な推進が期待できる。

ウ 浄化槽の維持管理水準の向上

個人設置型の浄化槽の場合は、設置、保守点検、清掃、法定検査等の手続きや実施は、すべて設置者個人の責任と負担で行われてきた。このことから、維持管理業務が不完全なものとなり、法定検査の受検率も極めて低い水準に止まってきた。

また、市町村設置型浄化槽で、維持管理業務を市町村が自ら実施する場合においても、設置、保守点検、清掃、法定検査業務の発注が事業ごとに行われるため、必ずしも、効率的ではなかった。

このような状況に対して、PFI事業では、市から包括して受託したPFI事業者が、法令の規定に準拠して、設置から維持管理業務までを一括して実施することとなる。

これにより、従来から指摘されてきた浄化槽の維持管理面で、適正性、的確性、継続性等の面でも格段の水準の向上が期待できる。

エ 公衆衛生の向上

生活環境が改善されることにより、公衆衛生の向上が期待できる。

オ 官民の責任分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階において予め発生するリスクを予測し、その責任分担を市と選定事業者との間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

(3) 総合的評価

本事業は、PFI事業にて実施することにより、市が自ら実施する場合と比較して定量的評価において253百万円の市財政負担額の軽減が達成されることが見込まれる。

また、定量化できない市民の生活環境改善、公共用水域である河川水質改善の早期実現、浄化槽の維持管理水準の向上など、多くの定性的効果も期待できる。

以上のことから、本事業をPFI事業として実施することが適当であると認め、PFI法第6条に基づく特定事業として選定する。